

# 定期健康診断と特定健康診査の違い

	定期健康診断	特定健康診査
法的根拠	労働安全衛生法	高齢者医療確保法
目的	①労働者の健康状況把握 ②適正配置のチェック ③作業関連疾患の予防	メタリックシンドローム予防のための保健指導対象者の選定と特定保健指導
対象者	常時雇用の労働者（20～60歳代）	40～74歳までの被保険者 被扶養者
健診の実施主体	事業者	保険者（義務）
健診の実施義務	1年以内ごとに1回	年度ごとに1回
保健指導	努力義務（方法の定めなし）	特定保健指導として保険者に実施義務（一定の方法）
実施関係者	医師（産業医）、産業看護職 （保健師、看護師）	医師、保健師、看護師、管理栄養士

	労働安全衛生法 定期健康診断	高齢者医療確保法 特定健康診査 特定保健指導
実施主体	事業者	医療保険者
措置の性格	義務	義務
対象者	すべての労働者	被保険者（労働者）およびその被扶養者（年齢制限があり、保健指導はハイリスク者に限定）
目的	①労働者の健康状況把握 ②適正配置のチェック ③作業関連疾患の予防	メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少
内容	<p>定期健康診断計画</p> <p>定期健康診断（すべての労働者）</p> <pre> graph TD     A[定期健康診断] --&gt; B[所見あり]     A --&gt; C[所見なし]     B --&gt; D[労働者へ通知]     C --&gt; D     D --&gt; E[医師の意見聴取（義務） （就業区分）]     E --&gt; F[保健指導の実施（努力義務）]           </pre> <p><b>医師の意見聴取（義務）</b> （就業区分）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 通常勤務⇒通常勤務のまま</li> <li>② 就業制限（*）</li> <li>③ 要休業⇒休業</li> </ol> <p>（*）就業上の措置の決定 労働者の実情を考慮して 就業場所の変更、 作業の転換、 労働時間の短縮などを行う。 プライバシーに配慮しつつ、 職場環境の改善につなげる。</p> <p><b>保健指導の実施（努力義務）</b> 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある労働者に対して行う</p>	<p>特定健康診査等実施計画</p> <pre> graph TD     A[特定健康診査等実施計画] --&gt; B[特定健康診査（40～74歳）]     B --&gt; C[対象者（ハイリスク者等）の選定]     C --&gt; D[特定保健指導（義務）]     D --&gt; E[情報提供]     E --&gt; F[動機付支援]     E --&gt; G[積極的支援]     F --&gt; H[計画作成]     G --&gt; I[計画作成]     H --&gt; J[実践的指導]     I --&gt; K[実践的指導]     J --&gt; L[個人評価]     K --&gt; M[継続支援]     M --&gt; N[個人評価]     L --&gt; O[（6か月支援） 評価・改善]     N --&gt; O           </pre> <p>特定健康診査（40～74歳）</p> <p>対象者（ハイリスク者等）の選定</p> <p><b>特定保健指導（義務）</b></p> <p>情報提供</p> <p>動機付支援</p> <p>積極的支援</p> <p>計画作成</p> <p>実践的指導</p> <p>個人評価</p> <p>（6か月支援） 評価・改善</p>

# 安衛法の保健指導と特定保健指導の違い

	(安衛法)保健指導	特定保健指導
健診と保健指導の関係	健診が中心 保健指導は付加的	保健指導が中心
特徴	プロセス重視の保健指導	結果を出す保健指導
目的	個別疾患の早期発見、早期治療	内臓脂肪肥満に着目した早期介入、行動変容
内容	健診結果の伝達 理想的な生活習慣に係わる情報提供	自己選択と保健指導
対象者	健診結果で要指導と指摘。健康教育等の保健事業した者	健診受診者全員。階層化された保健指導を提供
方法	一時点の健診結果に基づく保健指導 画一的な保健指導	経年変化および将来予測を踏まえた保健指導
評価	アウトプット(事業実施量)評価 回数や参加人数	アウトカム(結果)評価 糖尿病等の有病者・予備軍の減少

# 保健指導の整理

